

【 篠 栗 町 農 業 委 員 会 議 事 録 】

1. 開催日時 令和2年 3月 3日 (火) 13時30分

2. 開催場所 篠栗町役場3階 全員協議会室

3. 出席委員 (13名)

農業委員

5番 鷹巣 礼子 (会長)

2番 藤 勝徳 農業委員 (副会長)

1番 藤 憲作

3番 藤 好信

4番 岡部 秀美

6番 古屋 英昭

8番 関 寛仁

9番 松田 護

10番 萩尾 由紀子

11番 城戸 一寿

12番 呑山 辰巳

農地利用最適化推進委員

柳池 吉則

合屋 光久

4. 欠席委員 (1名)

7番 三代 由美子

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農業経営基盤強化促進法の規定による農地利用
集積計画について

第4 報告第1号 農地転用計画の変更について
その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 井上 勝則

事務局員 葉山 芳樹

事務局員 東 輝和

<p>議 長</p>	<p>【開会のあいさつ】</p> <p>皆さま、こんにちは。只今から令和2年3月期篠栗町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日の総会は、7番三代由美子委員が欠席ですが、過半数の出席がありますので、篠栗町農業委員会会議規則第6条の規定により、本日の総会は成立しております。</p> <p>【議事録署名人の指名】</p> <p>次に、議事録署名人ですが、</p> <p>篠栗町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により</p> <p>10番：萩尾 由紀子 委員</p> <p>11番：城戸 一寿 委員 をお願いします。</p> <p>【会議書記の指名】</p> <p>また、本日の会議書記について事務局 東さんを指名いたします。</p> <p>【日程の説明】</p> <p>本日の日程についてですが、</p> <p>議案第1号を審議し、その他事項について事務局からの報告を受け散会とします。</p>
<p>議 長</p>	<p>【議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 審議】</p> <p>それでは、「議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）」について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 説明】</p>

議案の説明に入ります前に、皆さまにお知らせいたします。

議案書 1 ページの審議番号 4 の申請人については松田委員が理事をされており、審議番号 5 については、古屋委員が申請人となります。

これは「農業委員会法第 31 条及び篠栗町農業委員会会議規則第 10 条、議事参与の制限」の規定に該当します。事務局説明の間はそのままで結構ですが、採決時には退室いただくこととなります。議長からご案内しますので、その際は退室をお願いいたします。

それでは、事務局より説明いたします。議案第 1 号については、一般的な表作を目的とした篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）5 件となります。

議案書は 1、2 ページをご覧ください。

篠栗町長より、令和元年 2 月 25 日付で、農用地利用集積計画の決定を求められている利用権設定は、新規 4 筆、更新 6 筆、合計面積 9,360 m² (0.9ha) です。

【議案書の朗読】

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に次のような要件が規定されております。

- ① 農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること。
- ② 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に供すべき農用地の全てにおいて耕作または養畜の事業を行うと認められる事。
- ③ 利用権の設定等を受けた後において、耕作または養畜の事業に必要な

	<p>な農作業に常時従事すると認められる事。</p> <p>④ 利用権の設定等を受けた後において、対象農地を効率的に利用して、耕作または養畜の事業を行うことができると認められる事。</p> <p>⑤ 対象農地の関係権利者全ての同意が得られる事。</p> <p>以上の各要件全てを満たしておりますので報告いたします。</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>【議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画（利用権設定）について 採決】</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、まず審議番号1～3について審議、採決いたします。</p> <p>何かご意見、ご質問はありませんか。</p> <p>【質問等なし】</p> <p>それでは採決いたします。</p> <p>議案第1号の審議番号1～3について賛成の方は挙手願います。</p> <p>【出席委員全員挙手】</p> <p>出席委員全員の賛成により、「議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号1～3は、原案のとおり決定いたします。</p>
<p>議長</p>	<p>次に審議番号4について審議、採決いたしますので、松田委員は退室をお願いします。</p> <p>【松田委員退室】</p>

議案第 1 号の審議番号 4 について何かご意見、ご質問はありませんか。

【質問等なし】

それでは採決いたします。

議案第 1 号の審議番号 4 について賛成の方は挙手願います。

【出席委員全員挙手】

出席委員全員の賛成により、「議案第 1 号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号 4 については原案のとおり決定いたします。

松田委員は入室してください。

【松田委員 入室】

次に審議番号 5 について審議、採決いたしますので、古屋 委員は退室をお願いします。

【古屋 委員 退室】

議案第 1 号の審議番号 5 について何かご意見、ご質問はありませんか。

【質問等なし】

それでは採決いたします。

議案第 1 号の審議番号 5 について賛成の方は挙手願います。

【出席委員全員挙手】

	<p>出席委員全員の賛成により、「議案第1号 篠栗町農用地利用集積計画」の審議番号5については原案のとおり決定いたします。</p> <p>古屋委員は入室してください。</p> <p>【古屋委員 入室】</p>
<p>議 長</p>	<p>【報告第1号 農地転用計画の変更について 報告】</p> <p>それでは、報告第1号について、事務局から報告をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【報告第1号 農地転用計画の変更について 報告 報告】</p> <p>はい、それでは報告第1号 農地転用計画の変更について報告します。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。</p> <p>こちらは平成27年3月期第1号議案でご審議いただいた図面です。</p> <p>今回はこちらの計画について変更がありましたのでご報告します。</p> <p>まずは3ページをお開きください。この農地は若杉の公民館より上ったところにあります。都市計画区域外であり、農振白地です。</p> <p>4ページは当初図面。5ページからは変更の図面です。元は駐車場拡大及び野菜の直売所を目的とした5条転用申請がありました。現地に砂利引きの駐車場とコンテナによる米や野菜の直販所を計画してありましたが、熊本地震の影響で米や野菜の仕入れが困難になったため、止む無く計画を断念してあった状態となっていました。</p> <p>何度も県と協議した結果、その転用計画を飲食ができる食堂を建設するという計画に変更ということで、変更計画申請があっています。</p> <p>この案件については都市整備課及び県との協議等は十分に行われていることは確認しております。</p> <p>書類等の確認を行いましたところ、添付書類も完備されており、記載不</p>

	<p>備もありませんでしたので、事務局長専決により受理しておりますので報告いたします。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>9 番 松田委員</p>	<p>この場所は建物の建設はできるのか？</p> <p>これは変更という形ではなく、再度新規に転用申請とはならないのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>他法令に関してはすべて確認しております。県と打ち合わせの上、変更計画の承認申請としています。</p>
<p>6 番 古屋委員</p>	<p>再度審議案件とした方がいいのでないか。</p>
<p>1 番 藤 委員</p>	<p>これは一度審議されている審議済みの案件であるため、議案としては取り扱えないと事務局としては判断してあるのではないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>県との打ち合わせを行い、このような形をとっております。</p> <p>ご意見に関しては組み取っていきますよう善処いたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>ご報告ありがとうございました。</p> <p>引き続き、事務局よりその他事項について説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>【事務連絡】</p> <p>・研修会について</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>皆さまから他に何か、ご意見ご質問はありませんか。</p> <p>【特に意見等なし】</p> <p>それでは、これで令和2年3月期篠栗町農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。</p>